

国土交通省・旭川市・帯広市・北海道において、民間事業者による滑走路等とターミナルビル等の運営を一体的に実施するための実施方針を策定・公表する。

本事業の概要

○ 事業期間

- ・ 30年間（+不可抗力延長で最長35年間）

○ 事業方式

- ・ 運営権者は、国が管理する新千歳空港・稚内空港・釧路空港・函館空港、地方公共団体が管理する旭川空港・帯広空港・女満別空港の運営を実施
（実施方針の策定・実施契約の締結は管理者毎に実施）
- ・ 運営権者は、着陸料その他の収入を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担する（国管理4空港については原則すべての費用を運営権者が負担するが、地方管理3空港については公的負担を伴う「混合型」の制度設計とする）

○ 運営権者からの提案を求める事業（提案事業）

- ・ 航空ネットワーク・道内航空ネットワークの充実強化に関する事業
- ・ 北海道の広域観光の振興に関する事業
- ・ 地域との共生に関する事業

○ 運営権者の責任の履行確保に関する事項

- ・ 4管理者共通化の枠組みによりモニタリングを実施
- ・ 提案事項や要求水準を遵守しない事態が続いた場合に、4管理者全ての契約解除を念頭に対処できる包括的な仕組みや4管理者間協議の場を構築

○ 運営権対価等

- ・ 運営権対価一時金（ゼロ円を上回る金額を提案）と運営権対価分割金（24億円/年×30年間）を国に支払う
- ・ 地方管理3空港は、公的最大負担額の削減額について空港毎に提案を受ける

運営権者の募集・選定

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る

○ 優先交渉権者選定手続

(H30.4～H31.7)

- ・ 有識者等で構成する審査委員会により審査（国が設置する委員会により7空港の提案内容を一体的に審査）
- ・ 応募者が一定の参加資格要件を満たしているかを確認の上、提案内容を2段階で審査
- ・ 道内7空港のマーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実を図り、地域と連携した広域観光の振興を含めた地域経済の活性化に資する者を総合的に判断のうえ優先交渉権者を選定
- ・ 優先交渉権者が設立したSPCと管理者毎に実施契約を締結、所要の引継ぎを実施

⇒ 上記の手続を経た上で、7空港一体での運営開始

【空港運営開始の想定スケジュール】

○H32.1月頃 7空港一体のビル経営開始

○H32.6月頃～ 滑走路等の運営移行

H32. 6 頃～ 新千歳空港

H32.10 頃～ 旭川空港

H33. 3 頃～ 稚内・釧路・

函館・帯広・女満別空港